諮問庁:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日:令和2年10月9日(令和2年(独情)諮問第40号ないし同第44 号)

答申日:令和3年8月26日(令和3年度(独情)答申第19号ないし同第2 3号)

事件名:「誹謗中傷等を止める様に何度も求めた電子メール」等の不開示決定 に関する件

> 特定職員が特定の発言をした根拠等の不開示決定に関する件 開示手続の延長を可能とする法的根拠を記す文書の不開示決定に関す る件

> 特定番号の裁決書謄本に記載されている特定日付けで諮問した文書等 の不開示決定に関する件

特定職員の特定期間の出勤簿等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する 法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和 2年7月6日付け2高障求発第136号、同第138号及び同第139号、 同月28日付け同第163号並びに同月30日付け同第166号により独 立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」、「処分庁」 又は「諮問庁」という。)が行った各不開示決定(以下、順に「原処分1」 ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。)について、その 取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 原処分1

(ア)理由

a 開示手続きにおいて以下の疑義がある(中略)。

- b 「補正依頼書 2高障求第93号 令和2年6月8日」に対す る疑義は以下のとおりである。
 - (a) (中略) 特定課長は「存否を答えられない」と強弁しているが何れも特定課長自身(以前の特定課長を含む)が「存在する」と公文書あるいは電子mailにおいて答えている(中略)。したがって法8条は適用されない。

(b) 略

- (c) (中略) 「障害者台帳」が存在する事は公表されているので 法8条は適用されない。
- (d) ないし(k) 略
- (I) (中略) 「出勤簿」が存在する事は公表されているので法 8条は適用されない。
- (m) 及び(n) 略
- c 「納付依頼書 2高障求発第109号 令和2年6月19日」 に対する疑義は以下のとおりである。

(中略)納付件数として「10件」を挙げているが法人文書開示請求書3回目において開示請求している件数は「11件」である。何故「11件」が「10件」と書かれているのか(中略)。

d 「延長通知書 2高障求発第48号 令和2年5月7日」に対 する疑義は以下のとおりである。

(a) 略

- (b) (中略) 開示手続きを30日以内に済ませなければならないとする法10条1項に違反している。(中略) Virus対策を行うか否かは任意であるのでそれをもって開示手続きを延長する事はできない。(中略)
- (c)略
- (d) (中略) 6月8日を延長期限として設定しているにも関わらず開示手続きが実際に済んだのは7月6日である。(中略)
- (e)略

(イ)要求

行政不服審査法(以下「審査法」という。)に基づき以下の事項 3点を要求する。

- a 31条1項 口頭意見陳述を要求する。
- b 34条 前述した疑義について陳述を要求する。
- c 36条 前述した疑義を質問として呈する。

(以下略)

イ 原処分2

(ア)理由

- a 開示手続きにおいて以下の疑義がある(中略)。
- b 「情報提供書 2高障求発第104号 令和2年6月11日」 に対する疑義は以下のとおりである。
- (a) (中略) 開示請求対象文書の存否について答えられないとしているがその存否は別の開示請求において明らかにされている (中略)。
- (b) (中略) 法 5 条 1 号を挙げているがそれにはイ, 口及びハの 除外条件がある。(中略)

(c)略

c 「延長通知書 2高障求発第96号 令和2年6月9日」に対 する疑義は以下のとおりである。

(a) 略

- (b)まず開示手続きは30日以内に済ませなければならないにも 関わらずそれを済ませていないので法10条1項に違反してい る。
- (c)次いで開示手続きを延長する事由に緊急事態措置発令等を挙 げているがVirus対策は要請に過ぎずそれに従う義務も必 要もない。(中略)
- (d) (中略) 7月10日まで延長すると強弁しているがこれも違法である。法10条2項によれば延長できる期間は30日以内であるが(中略) それを超える期間(31日後)を設定している。(中略)

(イ)要求

審査法に基づき以下の事項3点を要求する。

- a 31条1項 口頭意見陳述を要求する。
- b 34条 前述した疑義について陳述を要求する。
- c 36条 前述した疑義を質問として呈する。

(以下略)

ウ 原処分3

(ア)理由

開示手続きにおいて以下の疑義が解決されていない(中略)。

(イ)疑義

- a 「情報提供書 2高障求発第105号 令和2年6月11日」 において以下の疑義があるのでそれらについて理由説明しろ。
- (a) ないし(d) 略
- (e)以上のとおり「要領」は「法的根拠」ではなく尚且つ該当箇 所も明示できていないのでそれは開示請求対象文書に当たらず 従って「存在しない」と情報提供しなければならないにも関わ

らず「存在する」と虚偽の情報を提供している事は違法である。 (中略)

- b 「延長通知書 2高障求発第97号 令和2年6月9日」において以下の疑義があるのでそれらについて理由説明しろ。
- (a) 開示手続きは本来であれば30日以内に済ませなければならないが(法10条1項)済ませていないので違法である。(中略)
- (b)略
- (c) (中略)延長通知は6月9日であるにも関わらず延長期限は7月15日であり法定上限の30日間を超過している。(中略)

(ウ)要求

審査法に基づき以下の諸事項を要求する。

- a 31条1項 口頭意見陳述を要求する。
- b 33条 原処分を裏付ける書類等の証拠提出を要求する。
- c 34条 前述(疑義)において論述したとおり要求する。
- d 36条 同上。
- e 37条1項 審理手続きの計画的遂行を要求する。
- f 38条1項 前述した33条に基づき証拠提出された書類等の 閲覧及び交付を要求する。

(以下略)

工 原処分4

(ア) 理由

aないしc 略

- d 補正依頼書1(2)
- (a) 略
- (b) まず審査請求人が問い質している事は法定上限が30日間であるにも関わらず(中略)何故それを超過する期限を設定しているのかである。
- (c) そもそも Virus対策は要請に過ぎずそれに従う義務も必要も全く無いにも関わらずそれを事由に挙げて法定されている開示手続きを延長する事自体が違法である。(中略)

(d) 略

- e 補正依頼書1(3)
- (a)ないし(d)略

(イ)要求

審査法に基づき以下の諸事項を要求する。

a 31条1項

口頭意見陳述を要求する。

- b 33条
 - (中略) 書類等の証拠提出を要求する。
- c 34条
 - (中略) 陳述を要求する。
- d 36条
 - (中略) 質問を要求する。
- e 38条1項

前述33条に基づき証拠提出された書類等の閲覧及び交付を要求する。

才 原処分5

(ア)理由

- a 略
- b (中略)情報提供書(2高障求発第143号 令和2年7月1 3日)において以下の2点(a)及び(b)を強弁している。
- (a) 法5条1号に規定する個人に関する情報
- (b) 法8条の規定により存否を明らかにすることができません。
- c 略
- d (中略) 2点上記 b (a) 及び(b) を強弁しているがいずれ も失当である。
- e まず(a)には除外条件がありそれは法5条1号イないしハであり当件においてはイ及びハが該当する。まずイであるが法人文書ファイル管理簿は機構のhome pageにおいて公表されており審査請求人が開示対象としている出勤簿及び職員健康診断受診結果はそれに掲載されている。したがってイに該当する事は自明である。次いでハであるが「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示しなければならないのでそれを開示しない事は開示請求権を侵害する犯罪である。(中略)

fないしh 略

(イ)要求

審査法に基づき以下の諸事項を要求する。

- a 31条1項口頭意見陳述を要求する。
- b 34条
 - (中略) 陳述を要求する。
- c 36条

(中略) 質問を要求する。

(以下略)

(2) 意見書(原処分共通)

ア 略

イ 機構が理由説明書(下記第3。以下同じ。)に書いている内容は審査請求人が提出した開示請求書を受理してから決定通知書を交付するまでの経緯のみであり審査請求人が審査請求書において呈した疑義について何一つ理由説明しておらずこれでは理由説明書としての体裁を全く満たしていない。したがって審査法29条3項1号に違反していることは明らかである。

ウ及びエ 略

オ (中略)理由説明しないことは違法であるので改めてそれを要求する(審査法34条)。

力及びキ 略

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1

令和2年3月31日付け(受付日同年4月8日)で審査請求人から法の 規定に基づく12件の法人文書(文書1)の開示請求があり、これに対し 機構は、同年5月7日付け2高障求発第48号「開示決定等の期限の延長 について(通知)」により、期限の延長を通知した。

令和2年6月8日付け2高障求発第93号「法人文書開示請求に係る補正について(依頼)」(以下「求補正文書1」という。)により補正を依頼したところ、期日までに回答がなかったことから、補正の意思がないものとして件数を特定し、同月19日付け2高障求発第109号「法人文書開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼を行った。

期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法9条2項の規定に基づき不開示決定とした原処分1は妥当である。

2 原処分2

令和2年5月5日付け(受付日同月11日)で審査請求人から法の規定に基づく12件の法人文書(文書2)の開示請求があり、これに対し機構は、同年6月9日付け2高障求発第96号「開示決定等の期限の延長について(通知)」により、期限の延長を通知した。

令和2年6月11日付け2高障求発第104号「法人文書開示請求書について(情報提供)」(以下「情報提供文書1」という。)により取り消しの意思を確認するために情報提供を行った。審査請求人から期日までに取り消しの申出がなく、同月19日付け2高障求発第111号「法人文書開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼

を行ったところ、期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求 手数料の未納による形式上の不備により、法9条2項の規定に基づき不開 示決定とした原処分2は妥当である。

3 原処分3

令和2年5月12日付け(受付日同月14日)で審査請求人から法の規定に基づく2件の法人文書(文書3)の開示請求があり、これに対し機構は、同年6月9日付け2高障求発第97号「開示決定等の期限の延長について(通知)」により、期限の延長を通知した。

令和2年6月11日付け2高障求発第105号「法人文書開示請求書について(情報提供)」(以下「情報提供文書2」という。)により取り消しの意思を確認するために情報提供を行った。審査請求人から期日までに取り消しの申出がなく、同月19日付け2高障求発第112号「法人文書開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼を行ったところ、期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法9条2項の規定に基づき不開示決定とした原処分3は妥当である。

4 原処分4

令和2年6月17日付け(受付日同月23日)で審査請求人から法の規 定に基づく5件の法人文書(文書4)の開示請求があった。

これに対し機構は、令和2年7月6日付け2高障求発第134号「法人文書開示請求に係る補正について(依頼)」(以下「求補正文書2」という。)により補正を依頼したところ、期日までに回答がなかったことから、補正の意思がないものとして件数を特定し、同月16日付け2高障求発第149号「法人文書開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼を行った。

期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法9条2項の規定に基づき不開示決定とした原処分4は妥当である。

5 原処分5

令和2年6月28日付け(受付日同年7月3日)で審査請求人から法の 規定に基づく4件の法人文書(文書5)の開示請求があった。

これに対し機構は、令和2年7月13日付け2高障求発第143号「法人文書開示請求書について(情報提供)」(以下「情報提供文書3」により、取り消しの意思を確認するため情報提供を行った。審査請求人から期日までに取り消しの申出がなく、同年7月21日付け2高障求発第156号「法人文書開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼を行った。

期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求手数料の未納に

よる形式上の不備により、法9条2項の規定に基づき不開示決定とした原 処分5は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月9日 諮問の受理(令和2年(独情)諮問第40 号ないし同第44号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年11月9日 審査請求人から意見書及び資料を収受(同上)
- ④ 令和3年7月2日 審議(同上)

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求者(審査請求人)に対し、各開示請求に必要な手数料の納付を求めたものの、納付期限までにこれが納付されなかったことから、各開示請求に形式上の不備(開示請求手数料の未納)があるとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は 原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討す る。

- 2 原処分の妥当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところによると, 諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。
 - ア 開示請求手数料について
 - (ア) 開示請求をする者は、法17条1項において、独立行政法人等の 定めるところにより、手数料を納めなければならないとされ、その 手数料の額については、同条2項により、実費の範囲内において、 かつ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律16条1項の手 数料の額を参酌して、独立行政法人等が定めることとされている。
 - (イ) これを受けて、機構では、情報公開に係る手数料等を定める件 (平成15年10月1日達第32号)において、開示請求手数料を、 法人文書1件につき300円と定めた上で、ただし書として、「一 の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接 な関連を有する複数の法人文書の開示請求を1通の開示請求書で行 う場合には、1件の法人文書とみなす」としている。

また、その納付の方法については、機構の情報公開窓口(企画部情報公開広報課)における現金納付、又は、情報公開窓口が指定する銀行口座への振込のいずれかの方法によることとしている。

なお、開示請求手数料が納付された場合には、機構において受領 したことを示すため、実務上、開示請求書の所定の欄に、「領収済」 印を押印し、納付額と納付日を記載することとしている。

- イ 本件開示請求の補正の経緯について
- (ア) 開示請求者(審査請求人)から,開示請求手数料が未納のまま, 本件対象文書の各開示請求が行われた。
- (イ)処分庁は、本件各開示請求を受けて、開示請求者に対して、以下 のとおり補正依頼及び情報提供を行った。
 - a 原処分1 (求補正文書1)
 - (a)文書1には、①特定の個人に係る連絡、相談等に関する文書であって、これを開示した場合、特定の個人が特定施設を利用し、連絡、相談等が行われた事実という、法5条1号の不開示情報を開示することになる文書及び②特定職員を名指しした上で、当該特定職員が作成した障害者台帳の開示を求めるもので、これを開示した場合、当該特定職員の氏名という法5条1号の不開示情報を開示することになる文書が含まれる。これらは、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき文書であるが、開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに当該文書の記載を二重線又は斜線で取り消し、その上に訂正印を押印していただきたいこと。
 - (b)文書1には、不存在のものが含まれるが、当該文書の開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに当該文書の記載を二重線又は斜線で取り消し、その上に訂正印を押印していただきたいこと。
 - (c) 文書1には、重複するものが含まれること。
 - b 原処分2(情報提供文書1)

文書 2 は、特定の個人に係る連絡、相談等に関する文書であって、当該文書を開示した場合、特定の個人が特定施設を利用し、相談、開示請求等が行われた事実という、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することになることから、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき文書であるが、当該文書の開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに同封の「法人文書開示請求書取消申出書」に記入のうえ、送付いただきたいこと。

c 原処分3(情報提供文書2)

文書3は機構のウェブサイトに掲載されており、閲覧可能であるが、開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、 開示請求を取りやめる場合は、期日までに同封の「法人文書開示 請求書取消申出書」に記入のうえ、送付いただきたいこと。

- d 原処分4 (求補正文書2)
- (a) 文書 4 には、不存在の文書が含まれるが、当該文書の開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに当該文書の記載を二重線又は斜線で取り消し、その上に訂正印を押印していただきたいこと。
- (b) 文書4には、機構のウェブサイトに掲載され閲覧可能である 文書が含まれるが、当該文書の開示請求を続ける場合、開示請 求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日 までに当該文書の記載を二重線又は斜線で取り消し、その上に 訂正印を押印していただきたいこと。
- e 原処分5 (情報提供文書3)

文書5に係る開示請求は、特定職員を名指しした上で、当該特定職員の特定期間の出勤簿外3件の開示を求めるものであり、これを開示した場合、当該特定職員の氏名という法5条1号の不開示情報を開示することになることから、文書5は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき文書であるが、開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに同封の「法人文書開示請求書取消申出書」に記入のうえ、送付いただきたいこと。

- (ウ)上記(イ)の各求補正文書及び各情報提供文書に対して,期日までに開示請求者から回答がなかったことから,処分庁は,原処分ごとに「法人文書開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」(以下「納付依頼文書」という。)により,開示請求手数料を納付(銀行振込)するよう依頼した。
- (エ)各求補正文書,各情報提供文書及び各納付依頼文書に対して,開示請求者からは回答がなく,納付期限までに開示請求手数料が納付されなかったことから,開示請求手数料納付の意思はないものと判断する以外になく,開示請求手数料の未納による形式上の不備を理由として不開示の原処分を行った。
- (2)以下,検討する。
 - ア 当審査会において本件各開示請求書を確認したところ,機構が開示 請求手数料を受領したことを示す押印並びに納付額及び納付日の記載 のいずれも書面上に認めることはできず,本件各開示請求について,

審査請求人からは、機構に対し開示請求手数料が納付されなかったと 認められる。

- イ 諮問庁は、各求補正文書、各情報提供文書及び各納付依頼文書に対して、審査請求人から回答がなかった旨説明するところ、これを否定するに足りる事情は認められず、処分庁が、審査請求人に開示請求手数料納付の意思はないものと判断したことは、不合理であるとはいえない。
- ウ 以上のことから、本件各開示請求については、開示請求手数料の未納という形式上の不備があったと認められ、不開示とした原処分は 妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、審査法31条1項、33条、34条、36条、37条 1項及び38条1項に基づく対応を求める旨主張するが、法18条2項 は、「開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求」について 審査法2章3節(28条ないし42条)等の規定は適用しない旨を定め ていることから、原処分に審査法の当該規定の適用はなく、審査請求人 の主張を採用することはできない。
- (2)審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分2ないし原処分5における法人文書不開示決定通知書の「法人文書の名称」欄には、「(中略)外計12件」、「(中略)計2件」、「(中略)外計5件」、「(中略)外計4件」と、特定した文書の一部のみの名称が記載され、その余の文書の名称が省略されており、原処分でいかなる文書が特定されたのか明確とはいえない。

本来,特段の支障がない限り,開示決定等通知書には,特定した法人文書の名称等を具体的に記載すべきであり,処分庁においては,今後,この点に留意して適切に対応されたい。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之,委員 泉本小夜子,委員 磯部 哲

別紙 本件対象文書

1 文書 1

- (1) 誹謗中傷等を止める様に何度も求めた電子メール
- (2) 特定職員が作成した障害者台帳
- (3) (2) が虚偽ではない根拠
- (4) (2) のうち支援として構造化が行われている障害者台帳
- (5) 指導課長が「適切」と答えているのでそれを裏付ける根拠
- (6) (2) のうち支援として障害者年金申請が行われている障害者台帳
- (7) (2) のうち支援として社会的障壁の除去が行われている障害者台帳
- (8) 障害者台帳を作成する際に参照するマニュアル
- (9) 出勤簿2件
- (10) 指導課長は「確認した」と答えているのでその記録
- (11)(10)の記録について「作成された」と答えているのでそれを裏付 けるファイル管理簿
- 2 文書 2

特定職員が「パンを食べるから偏食ではない」と発言したことを裏付ける 根拠 外 計12件

3 文書 3

開示手続きの延長を可能とする法的根拠を記す法人文書 計2件

4 文書 4

特定日付特定文書番号「裁決書謄本」に記載されている特定日付けで諮問 した文書 外 計5件

5 文書 5

特定職員の特定期間の出勤簿 外 計4件